

# 犬、ねこの 里親登録制度をご存じですか？

飼

うことができなくなった犬やねこは？

- 飼うことができなくなった犬やねこは、保健所や動物管理センターへ引き取られます。
- 引き取られた犬やねこのほとんどは、新しい飼い主が見つからず、安楽処分されています。
- 長崎県では、1年間に犬が**4,909頭**、ねこが**9,622頭**も引き取られました！

長崎県における犬・ねこの引き取り数は全国で常にワースト上位となっています。

(平成11年度、犬はワースト**9位**、ねこはワースト**5位**)



## 里親登録制度とは？



- 最後まで責任をもって飼うことは、飼い主の最大の義務ですが、何らかの理由で飼うことが出来なくなり、引きとられる犬やねこがでています。このような不幸な犬やねこを減らすため、長崎県では平成12年より動物愛護思想の普及啓発事業として、犬・ねこの里親登録制度を実施しています。

- 『里親登録制度』とは、やむを得ず犬やねこを飼えなくなった飼い主の責任において、あらかじめ保健所等に登録した里親希望者へ譲渡を申し込み、その犬やねこの新しい飼い主を見つけるための制度です。
- また、この制度で里親になられる方には、飼い主として必要な知識を身につけ、ご近所と仲良く暮らせるよう里親教室を受講していただきます（犬、ねこの習性、正しいしつけ方及びペットの病気等）。

(制度の詳しい内容は裏面をご覧ください。)

動

物の愛護及び管理に関する法律

- 無責任な動物飼養者の増加を防ぎ、動物愛護の思想の普及をはかるため、動物の愛護及び管理に関する法律が平成12年12月1日より改正施行されました。
- この法改正により、動物の愛護とその正しい飼い方についてより広く決まりができました。
- 主な改正点は、①動物の飼い主等の責務等の強化、②動物取扱業者の規制、③周辺の生活環境の保全に係わる措置、④罰則規定の強化等です。

人と動物との調和ある  
社会づくりをめざして



長崎県

- 県では、この『里親登録制度』のほかにも、テキストやチラシの配布等、動物愛護思想の普及をはかるため、新しい事業を展開してまいります。

# ★★★ 犬、ねこの里親登録制度とは ★★★

## 里親希望者

- I 犬やねこの譲受を希望する人は、居住地を管轄する保健所（長崎市にお住まいの人は長崎市動物管理センター）へ、所定の用紙に住所、氏名等を記載した届出書を提出してください。
- II 譲渡希望者等から譲渡について相談がありますので、当事者同士で話し合ってください（譲渡に関する諸問題については、当事者間で解決してください）。
- III 譲渡が成立したら、里親希望の登録をした保健所等へ成立の届出をしてください。
- IV 保健所等で里親教育が実施され、里親手帳の交付があります。
- V 他の犬やねこの飼養者のお手本となるような適正な飼養をお願いします。

## 譲渡希望者、引取り依頼者

- I 犬やねこの譲渡を希望する人は、保健所等や市町村窓口に設置している『里親希望者一覧表』を見て、里親希望者と連絡を取り交渉をしてください。
- II 飼養できなくなったのは飼い主の責任ですから、できるだけ新しい飼い主を捜して、不幸な犬やねこにしないよう努めましょう。



このチラシに関するお問い合わせは

長崎県庁生活衛生課 095-824-1111 内線(2361~2364)

その他のお問い合わせ先

西彼保健所 095-856-0691・5059  
県央保健所 0957-26-3304 ~ 3306  
県南保健所 0957-62-3287 ~ 3289  
県北保健所 0950-57-3933

長崎市動物管理センター 095-844-2961

五島保健所 0959-72-3125 ~ 3127  
上五島保健所 0959-42-1121 ~ 1123  
壱岐保健所 09204-7-0260・0261・0973  
対馬保健所 09205-2-0166・0215・0769